

3、事故費用の負擔方法

事故費用は一切營業主負擔とす。但し運轉者の居眠、飲食により起りたる事故は此の限りに非ず

一、事故發生の場合に於ける被害者との交渉は營業者従業員協力して當る

二、事故交渉の爲勤務に服せざる場合と雖も勤務者と看做し日當を支給

三、運轉手の中修繕並部分品の取替は可なり速かに應ずること

4、公傷に對する處置

労働者災害扶助法による

5、解雇手當は工場による

退職は五日前に届出ること、懲罰解雇は此の限りに非ず

6、公休せんとする場合

は三日前申出ること

7、運轉手給料固定給とし六拾五圓以上とす

8、車掌の初任給六拾五圓以上とす

但し今後雇入るる者に對し本人との交渉により適宜斟酌することを得、現在總業中のものに對し此の率を以て増給す

9、無事故の場合は運轉手に對し毎月貳圓を給し、公休出勤の際一日分を給す

10、各従業員は規定時間の二十分前出勤のこと

11、道具類の紛失は自辨のこと

12、車掌、サービス係に被服購入の際月壹圓五拾錢の額にて補助す 但し三箇月目より支給